

市からの連絡帳



税・保険

10月は、市・都民税普通徴収第3期の納期です。納税・納付には、便利な口座振替を。納税課 ☎(☎460-9831)

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成19年中に新築・増改築された家屋は、平成20年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

市では、対象となる家屋の評価額を算定するため、地方税法の規定に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)が伺い、家屋調査を実施しています。調査の対象となる家屋は事前に書面にてお知らせします。

また、資産税課職員が市内全域の家屋の状況調査を行っていますので、家屋を取り壊したときは、連絡をしてください。

なお、職員は必ず身分証明証を携帯しています。ご不審の際には、市役所資産税課までお問い合わせを。

資産税課 ☎(☎460-9830)

国民年金第3号被保険者の届出先にご注意を

厚生年金保険や共済組合に加入している方(第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は「国民年金第3号被保険者」となります。

婚姻等により、国民年金第3号被保険者となるときは、第2号被保険者が勤務する事業所(事業主)を経由して、国民年金第3号被保険者届を社会保険事務所に提出してください。

また、国民年金第3号被保険者の方の住所変更等の手続きも第2号被保険者の勤務する事業所(事業主)を経由して行うことになります。

なお、住所変更等を届け忘れると、今後社会保険庁から送付される年金加入記録や年金見込額等のお知らせが届かない場合もありますので、ご注意ください。

☎武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 ☎(☎460-9825)

10月の車座集会(タウンミーティング)のご案内

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

とき	ところ
10月20日(土) 午後2時から 最大2時間	保谷公民館 第2会議室
11月18日(日) 午後2時から 最大2時間	ひばりが丘 公民館 集会室

秘書広報課 ☎(☎460-9803)

国民健康保険加入者向け温泉センター割引利用券を配布

リフレッシュや、ご家族お友達と、親睦にご利用ください。

なお、両施設とも月曜日(祝日の場合は翌日)は休館日となります。

☎国民健康保険に加入している方

❖利用期間 平成20年3月31日まで
年未年始の休館日については、直接施設にご確認ください。

❖利用施設

檜原温泉センター「数馬の湯」
(☎042-598-6789)

営業時間等 午前10時～午後10時
(12月～3月は午後7時まで)

受付は2時間前まで
割引料金(3時間)

☎800円 400円、☎400円 200円
奥多摩温泉「もえぎの湯」

(☎0428-82-7770)

営業時間等 午前9時30分～午後9時30分(12月～2月は午後7時まで)

受付は1時間前まで
割引料金(2時間)

☎700円 400円、☎400円 200円

❖入湯税 両施設とも別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要

❖割引利用券の配布 健康年金課(田無庁舎2階) 市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階) 出張所

☎東京都国民健康保険団体連合会(☎03-6238-0150)

健康年金課 ☎(☎460-9821)

新たに老人保健法による医療受給対象者(75歳)となる方へ

平成19年10月1日以降、満75歳になる方は、誕生月の翌月(誕生日が初日の方はその月)から老人保健法による医療受給対象者となります。いままでお持ちの「高齢受給者証」から「医療受給者証」に変わります。

国民健康保険に加入されている方は、誕生月の月末(誕生日が初日の方は前月の月末)までに「医療受給者証」を送ります。

国民健康保険以外の方は、誕生月の中ごろ(誕生日が初日の方は前月の中ごろ)までに申請書を送りますので、必ず申請してください。申請後、「医療受給者証」を月末までに送ります。

平成19年10月1日で満75歳になる方は9月末日までに「医療受給者証」

を送ります。

医療機関等へ受診される際は、健康保険証と「医療受給者証」を必ず提示してください。

健康年金課 ☎(☎460-9823)

高齢福祉

家族介護慰労金

介護保険において、要介護4・5と認定され、過去1年間に介護保険サービスを受けていない在宅の高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、在宅生活の継続と向上のために、家族介護慰労金を支給します。

☎下記に掲げる要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を介護し、過去1年以上、市民税非課税世帯に属する介護者

❖申請日の月の前月末日を基準として

過去1年以上	要介護4・5と認定されている高齢者
	市民税非課税世帯に属する高齢者
過去1年間	介護保険サービスを利用していない高齢者(年間7日間までのショートステイ利用は除く)
	介護保険施設以外の病院等に90日以上長期入院をしていない高齢者

支給額 年額10万円

申請受付期間

10月1日(月)～12日(金)

介護保険被保険者証・印鑑・金融機関口座のわかるもの(郵便局を除く)を持参してください。

高齢者支援課 ☎(☎438-4028)

第7回西東京市高齢者福祉大会



昨年の高齢者福祉大会の様子

今年も高齢者福祉大会を開催します。ぜひご参加ください。

第1部・公演

「明治大学マンドリン倶楽部」

第2部・演芸

上の高齢者のみの世帯(日中65歳以上の方のみで生活している場合も含む)

☎昼食を週6回(月～土曜日)希望する曜日に配食

☎自己負担額 1食あたり400円

☎高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)・地域包括支援センター

サービスの提供は、訪問調査のうえ決定します。

高齢者支援課 ☎(☎438-4028)



「西東京市各老人クラブ」
☎10月18日(木)午前10時～午後4時
☎保谷こもれびホール
☎市内在住の60歳以上の方
高齢者支援課 ☎(☎438-4028)

各種申請

住民基本台帳カードの交付

市内に現に住所がある方で、希望するすべての方の申請に基づき、住民基本台帳カード(以下、住基カード)を発行します。15歳未満の方の申請は、法定代理人による申請が可能です。親権の関係がわかる書類をお持ちください。

住基カードには、Aタイプ(氏名のみを記載)とBタイプ(住所、氏名、生年月日、性別、顔写真を記載)の2種類があります。

住基カードでは、住民票等自動交付機を利用できません。印鑑登録等による「西東京市民カード」とは異なりますので、ご注意ください。

～住基カードでできること～

❖写真付きのBタイプは、公的な身分証明書として利用できます。

❖住民票の写しをほかの市区町村で受け取れるサービスが利用できます。

❖転入・転出手続きを簡略化するサービスが利用できます。

～申請方法～

受付場所 市民課

(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

受付時間 午前9時～11時30分

午後1時～4時30分

申請できる方 本人のみ

手続きに必要なもの

本人確認書類

❖即日交付

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等

❖照会交付

顔写真の貼付してある証明書等をお持ちでない方は、照会書をご自宅に郵送する方法で本人確認をさせていただきますので、健康保険証等をお持ちください。

印鑑

写真(Bタイプのみ)

写真は市民課にて無料で撮影できます。写真を持参する場合は、申請6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4.5cm×横3.5cmの写真をお持ちください。写真の裏側には氏名の明記をお願いします。

手数料 1件500円

～その他～

❖住基カードの有効期限は、発行日から10年です。

❖市から転出する等の理由で住所を有しなくなった場合や住基コードを変更した場合には、住基カードは自動的に廃止となります。カードは市に返納してください。

❖住基カードの紛失・焼失・カード不良等の場合は再交付申請ができます。カードを紛失・焼失し、市に返納ができない場合は、警察署に紛失届けを出したことを証明する書類等が必要です。なお、再交付の手数料は500円です。

市民課 ☎(☎460-9820)